

青森県報

第二千五百二十三号

平成十七年
八月三十一日
(水曜日)

目 次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) …… 一
結核予防法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 二
保安林の指定予定……………	(林政課) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
漁船保険付保義務の発生……………	(農林水産事務所) …… 三
電子申告システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札……………	(税務課) …… 三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活政策課) …… 四
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) …… 四
県有地等の売却に係る一般競争入札……………	(経理課) …… 四
正 誤……………	
平成十七年八月十七日及び平成十七年八月十九日定例告示……………	(林政課) …… 五

告 示

青森県告示第七百号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
天馬調剤薬局	上北郡七戸町字道ノ上六四の七	平成二七・七・二
安達内科	八戸市大字馬場町一の七	一七・五・三

青森県告示第七百一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
天馬薬局	上北郡七戸町字道ノ上六二の一〇	平成二七・七・八
安達内科胃腸科医院	八戸市大字馬場町一の六	一七・六・一

青森県告示第七百二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地又は住所			
有限会社くらし工房大永	八戸市諏訪二丁目一四の一〇	福祉用具貸与	有限会社くらし工房大永	平成 一七・八・一九
株式会社イリエ	青森市大字安田字近野三六六の六	訪問介護	訪問介護事業所イリエ	一七・八・三
			むつ市大畑町筒万坂四の六	

青森県告示第七百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地		
株式会社イリエ	青森市大字安田字近野三六六の六	訪問介護事業所イリエ	平成 一七・八・三
		むつ市大畑町筒万坂四の六	

青森県告示第七百四十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉二四一、二四二、二四三の一

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第七百五十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡田子町大字関字野月平四七の四六・四七の四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字蒲野沢字石持七一番地 手間本 政 信	石 持
下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五五番地三 杉 本 輝 喜	
下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一番地 齋 藤 栄 藏	

公 告

電子申告システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる機器等の賃貸借とし、機器等に要求する性能等は、入札説明書による。

電子申告システム機器及び機器関連ソフトウェア 一式

二 賃貸借期間

平成十七年十月十四日から平成十八年三月三十一日まで

三 納入場所

青森県総務部税務課(青森市長島一丁目一の一)

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号(物品等の競争入札参加資格)、平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十七年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の

一の規定により電子計算組織に係る役務の提供を受ける契約についてAの等級に格付けされた者であること。

五 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七 七二二 一一一一(内線五四二〇)

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 南棟一階経理課入札室

2 日時 平成十七年九月六日 午後二時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条、第百三十三

条及び第百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年八月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県介護支援専門員連絡協議会

三 代表者の氏名

佐々木 義樓

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目八の二一

五 定款に記載された目的

本会は、質の高いケアマネジメントの実現のため、保健・医療・福祉のチームケアの推進等に関する事業を行い、要介護者等の生活全般の支援に寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
南津軽郡平賀町大字原田字稲元八三の八、三一九の三及び四〇六	南津軽郡平賀町大字新館字野木和四の二二 古川里美

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年八月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

地 土		建 物	
所在地	地目	所在地	種類
青森市松原一丁目三四の二	宅地	青森市松原一丁目三四の八	倉庫
青森市松原一丁目三四の八	宅地	青森市松原一丁目三四の八	倉庫
	面積		面積
	四〇六・五五平方メートル		二六二・九八平方メートル
	二八〇四・八九平方メートル		一〇〇七・八一平方メートル

二 予定価格

二億千九百九十万千五百五十円

(予定価格は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いたものである。)

三 入札条件

入札金額は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いた金額とする。

土地に定着している建物の解体撤去処分費用については、土地の購入者において負担するものとする。

四 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所

青森市松原一丁目三四の八

六 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県出納局経理課

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 南棟一階経理課入札室

2 日時

平成十七年十月五日 午前十時三十分
入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内
代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
2 物件については、平成十七年九月二十八日午前十時から、青森市松原一丁目三四の八において現場説明を行う。

正 誤

発行年月日 発行番号	区分 番 号	ページ	段	行	誤	正
平成十七年 第二五二七号	第六七三三 号	二	下	後ろか 三	字蟹田小國矢櫃山	字蟹田小國矢櫃山の一
平成十七年 第二五二八号	第六八六号	四	上	後ろか 七	脇野沢二又はの一	脇野沢二又はの一

林 政 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭